

熊本市マイナンバーカード出張申請サポート業務(教育機関等) 受託者審査会 審査基準

熊本市マイナンバーカード出張申請サポート業務(教育機関等)受託者審査会の審査基準に関し、以下のとおり定めるものとする。

1 審査方法

- (1) 市職員で構成する熊本市マイナンバーカード出張申請サポート業務(教育機関等)受託者審査会において、審査を行う。
- (2) 審査方法は、審査員が提出書類及びヒアリングを基に審査を行い、本業務の実施に最も適した事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」により行う。

2 審査の手順

- (1) 提案書受付時に地域政策課(以下「事務局」という。)にて提示金額が予算額以内であるかを確認する。提示金額が予算額を超えている場合には、その提案書は審査から除外する。
- (2) 各審査員は提案書の記載内容を確認する。
- (3) 審査会にて提案者からのヒアリングを実施する。
- (4) 各審査員は、「評価基準」に示した項目ごとに評価する。
- (5) 事務局は、(4)において各審査員が審査した点数を合計し、全審査員の合計点数を提案者の得点とする。

3 審査項目

「評価基準」参照

4 受託者の選定

- (1) 審査の結果、得点の最も高い提案者を候補者として選定する。
- (2) 最高得点者が複数ある場合はくじにより決定する。
- (3) いずれの提案も得点が6割に満たない場合には、要求する水準に満たないものとして候補者の選定に至らないものとする。
- (4) 提案者が1者のみの場合、得点が6割以上であれば候補者として選定するものとする。